

物品売買契約約款

（総 則）

第1条 須山建設株式会社（以下「発注者」という）と「受注者」は、発注者と施主との契約（以下「元請契約」という。）にかかる工事（以下「工事」という。）に使用する物品の売買について注文書、注文請書（以下個別契約という。）に定めるもののほか、この物品売買契約約款（以下「約款」という。）に基づき、図面、仕様書その他の図書（これらを「設計図書」という。以下同じ。）および発注者の定める「見積条件書」「工種別条件書」（以下「見積要項」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、おのおの対等の立場に立って誠実に契約を履行する。

（適用範囲）

第2条 個別契約、設計図書および見積要項に特別の定めのない事項は、すべてこの約款の定めるところによる。

（納入・引渡し）

第3条 受注者は、発注者が必要により分納を指示したときは、これに従う。

(2)物品の納入は、特記なき限り現場内の発注者の置場において発注者に納品書を提出し、引渡しをする。

(3)納入場所までの運搬、荷卸し、仕分けにかかる費用は特記なき限り受注者の負担とする。

（検査・所有権）

第4条 発注者は、物品の引渡しを受けたときは遅滞なく検査を行う。

(2)発注者の検査に合格したときに受渡しが行われたものとし、所有権は発注者に移転する。

（権利義務の譲渡）

第5条 発注者および受注者は、相手方の書面による承諾を得なければ、個別契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することはできない。

（変更・追加・中止等）

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、物品内容もしくは納期を変更し、又は納入を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、見積要項に従い、発注者・受注者協議して売買代金額を変更する。

（品質）

第7条 納入する物品の品質、形状は契約に適合し、優良なものとし、発注者から要求があった場合、受注者は品質証明書（製品証明書又は試験成績書等）を発注者に提出する。

(2)発注者は、前項の品質証明書に偽装、捏造、改ざんがあった場合において、発注者が物品及び物品を使用した工事の改造その他必要な改善を請求したときは、これに従いその必要な費用は受注者が負担する。

(3)受注者が発注者の指示する期日までに改造その他必要な改善を行わないことが明らかであるときは、発注者は、受注者に代わってこれを行い、その費用を受注者に請求することができる。

（価格）

第8条 物品の価格は、個別契約の定めによる。

（売買代金の支払方法および時期）

第9条 売買代金の支払方法および時期は、個別契約に定めるところによる。

(2)発注者は、個別契約の定めにかかわらず、やむを得ない場合には、受注者の同意を得て売買代金の支払いの時期又は支払方法を変更することができる。

(3)前項の場合において、発注者は受注者が負担した費用又は受注者が被った損害を賠償する。

（相殺）

第10条 発注者は、受注者に対する債権を有するときは、その債権について受注者に対する支払金と相殺することができる。

（瑕疵担保）

第11条 受注者より受領した物品にただちに発見できない瑕疵がある場合において、発注者が受領後12ヶ月以内に受注者にその旨を申し出たときは、発注者は受注者に対し、代品の納入あるいは瑕疵の補修（可能な場合に限る）、代金の減額もしくは損害賠償の請求をすることができる。

(2)発注者が、前項の瑕疵により個別契約の目的を達することができない場合には、発注者は個別契約を解除し、受注者に損害賠償の請求をすることができる。

（物品の損害）

第12条 物品の受渡し前に生じた物品の損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、受注者の負担とする。

（納入遅延の場合における損害金）

第13条 受注者は、発注者の責に帰すべきものを除き、物品の納入遅延により発注者に生じた損害を賠償する。

（解除権）

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく個別契約を解除することができる。この場合、発注者は、受注者に対して、個別契約の解除により発注者に生じた損害の賠償を求めることができる。

- 正当な理由がないのに、物品が納入期日に納入されないとき、又は納入する見込がないと認められるとき
 - 代表者の所在が不明のとき、又は、受注者が廃業し、営業を中止し、もしくは正当な理由なく1週間以上連絡がとれないとき
 - 支払停止に至ったとき、又は受注者の振出した手形、小切手が不渡となったとき
 - 仮差押、差押、仮処分もしくは競売の申請、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別精算開始の各申立、又は特定調停の申立その他これに準ずる法的手続の申立があったときまたは解散したとき
 - 前4号に掲げる場合のほか、この約款（個別契約を含む）に違反し、その違反により元請契約の目的を達することができないと認められるとき
- (2)発注者は、納入が完了しない間は、前項、第15条第3項、4項、5項に規定する場合のほかこれらに準ずる事由により、元請契約の目的を達することが著しく困難な状況に至ったときは、個別契約を解除することができる。これにより受注者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償責任を負わない。

（暴力団排除条項）

第15条 受注者は発注者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）および全国自治体の暴力団排除に関する条例並びに関係するコンプライアンス規定を遵守する。

(2)受注者は発注者に対し、自己又は自己の受注者・委託者およびそれらの役員、実質的に経営権を有する者（以下株主等という）および使用人（受注者・委託が数次にわたるときはその全てを含み、以下同じとする）が、個別契約の締結時において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋・社会運動等標榜ゴロ、その他これらに準ずる者（あわせて以下、反社会的勢力という）に該当しないこと、および反社会的勢力または反社会的勢力と密接な関係を有する者（あわせて以下、反社会的勢力等という）と次の各号に列挙する関係のいずれにも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 反社会的勢力等が経営又は運営している関係
 - 反社会的勢力等が経営又は運営に関与している関係
 - 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力等を利用している関係
 - 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている関係
 - その他反社会的勢力等との間に社会的に非難されるべき関係
- (3)発注者は、受注者が前2項に違反し、又は第2項に定める者が第2項の各号のいずれかにても該当することが判明した場合は、何らの催促をせず、個別契約を解除することができる。
- (4)受注者は、個別契約に関連して、受注者が第三者と受注者・委託契約等（受注者・委託が数次にわたるときはその全てを含み、以下個別関連契約という）を締結する場合において個別関連契約の当事者が反社会的勢力あるいは反社会的勢力等と第2項の各号のいずれかに該当することが判明した場合、直ちにその旨を発注者に報告するとともに、個別関連契約を解除しなければならない。
- (5)発注者が受注者に対し、第4項に関連して個別関連契約の当事者に対する契約解除等の措置の実行を求めたにもかかわらず、個別関連契約の当事者に対する契約解除等の措置がなされない場合は、発注者は、何ら催促することなく個別契約を解除することができる。
- (6)発注者は、第3項又は第5項により個別契約を解除したことにより受注者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償責任を負わない。また、受注者は自己又は自己の受注者・委託者及びそれらの役員、株主等及び使用人から発注者に対して何らかの請求があった場合は、発注者からの通知を受けて速やかに行動し、発注者に一切の負担をかけないこととする。
- (7)発注者は、第3項又は第5項により個別契約を解除したことにより自己に損害が生じた場合は、受注者に対し、当該損害賠償の請求をすることができる。

（物品の引取）

第16条 受注者は、個別契約を解除された物品又は発注者の検査に合格しない物品について、発注者の指示により引き取る。

(2)前項の処置が遅れているとき、催告しても正当な理由なく行われなときは、発注者は、受注者に代わってこれを行いその費用を請求することができる。

（専属的合意管轄）

第17条 この約款（個別契約を含む）に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるが生じたときは、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第18条 この約款において書面により行わなければならないこととされている協議、承諾、通知、指示、請求、要求および申出は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて電子情報処理組織を利用する方法その他の技術を利用する方法を用いることができる。当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

第19条 受注者は、発注者から受注する内容に関連して知り得た一切の情報（次の各号に挙げるものを含むが、これに限定しない。以下「情報」という。）の漏えいを防止するために、情報管理体制を整備し、情報漏えい防止対策を講じる。なお、情報漏えい防止対策は、書面によるもの、口頭によるもの、視覚によるもの、電子的なものなど、媒体の携帯や開示・伝達の方法にかかわらず全ての情報を対象とする。

- 発注先及び取引先から開示・提供された情報
- 取引に関連して受注者が作成した情報
- 見積作業などにより売買契約締結前に知りえた情報
- 基準、技術及びこれらに関する情報
- 知識並びに営業上の機密
- 売買に係る契約、図面、写真、価格等の情報
- 個人情報

(2)受注者は、個別契約の対象である物品の一部を第三者から調達する場合には、受注者の責任において情報漏えい防止のための情報管理体制の整備及び情報漏えい防止対策を調達先に実施させる。

(3)受注者は、従業員及び調達先に対し、情報漏えい防止対策に関する教育を実施する。

(4)受注者は情報漏えいが発生した場合、又は、その恐れが生じた場合速やかに発注者に報告するとともに、被害を抑制するための適切な措置を講じる。

(5)受注者又は受注者の調達先の責めに帰すべき事由により情報を漏えいした場合には、発注者に生じた損害を賠償する。

(6)発注者より、情報管理に関する監査を求められた場合は、これを受け入れるとともに、監査に協力する。

（補則）

第20条 注文書、請書ならびにこの約款の疑義およびこれらに定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定める。